

○岩見沢市栗沢スポーツ公園条例

平成17年12月27日
条例第108号

(設置)

第1条 市民の心身の健全な発達及び体育の普及と振興を図るため、岩見沢市栗沢スポーツ公園(以下「スポーツ公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 スポーツ公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 岩見沢市栗沢スポーツ公園

位置 岩見沢市栗沢町最上546番地1ほか

2 スポーツ公園に、次の施設を置く。

- (1) 岩見沢市栗沢球場
- (2) 岩見沢市栗沢テニスコート
- (3) 岩見沢市栗沢パークゴルフ場
- (4) 岩見沢市栗沢B&G海洋センター
- (5) スポーツ公園に附帯する施設

(開設期間等)

第3条 スポーツ公園の開設時間、使用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 岩見沢市栗沢球場

ア 開設期間 4月15日から11月15日まで

イ 使用時間 午前5時から午後9時まで

(2) 岩見沢市栗沢テニスコート

ア 開設期間 4月15日から11月15日まで

イ 使用時間 午前5時から午後6時まで。ただし、6月21日から8月15日までは、午前5時から午後6時30分まで

(3) 岩見沢市栗沢パークゴルフ場

ア 開設期間 5月1日から10月31日まで

イ 使用時間 午前5時から午後6時まで。ただし、6月21日から8月15日までは、午前5時から午後6時30分まで

(4) 岩見沢市栗沢B&G海洋センター

ア アリーナ、第2体育館及びミーティングルーム

(ア) 開設期間 通年

(イ) 使用時間 午前8時30分から午後10時まで

(ウ) 休館日 月曜日及び岩見沢市の休日に関する条例(平成3年条例第1号)第1条第1項第3号に掲げる日

イ プール

(ア) 開設期間 6月1日から10月31日まで

(イ) 使用時間 午前10時から午後9時まで

(ウ) 休館日 月曜日及び8月14日から8月16日まで

(平25条例28・一部改正)

(使用の許可)

第4条 スポーツ公園を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を行う場合において管理上必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、スポーツ公園の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められるとき。

(4) その他管理上不適当であるとき。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の納付)

第7条 前条の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。

(2) 第11条第4号に定める理由が生じたことにより使用許可を取り消したとき。

(3) 使用者から使用開始日の前日までに使用許可の取消し又は変更の申出があつて、市長がこれについて相当の理由があると認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、使用許可を受けた目的以外のために当該許可に係る施設等を使用し、又は当該施設等の全部若しくは一部を転貸し、若しくは当該施設等を使用する権利を他人に譲渡してはならない。

(特別設備の設置等)

第10条 使用者は、スポーツ公園の使用に当たって特別な設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツ公園の使用許可の条件を変更し、又は使用許可を停止し、若しくは取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあつても、市は賠償の責めを負わない。

(1) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。

(2) 使用者が偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

(4) 公益上又は管理上やむを得ない理由が生じたとき。

(5) スポーツ公園の使用が第5条各号のいずれかに該当するとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用を終えたとき、又は使用許可を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第13条 使用者は、スポーツ公園の建物又は附属設備その他物件等を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(入場の制限)

第14条 市長は、公益上又はスポーツ公園の管理上適切でないとして認めるときは、スポーツ公園への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。

(必要措置の命令等)

第15条 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者に報告を求め、又は必要な措置をとることを命ずることができる。

(指定管理者)

第16条 市長は、スポーツ公園の管理運営を岩見沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第8号)第5条第1項の規定により指定を受けた団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者は、この条例に定める管理基準に従い、スポーツ公園の管理運営を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第 17 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ公園の維持管理に関すること。
- (2) スポーツ公園の使用の許可等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

(利用料金)

第 18 条 市長は、指定管理者に、スポーツ公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 3 第 6 条第 1 項の規定は、第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には適用しない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。
(北村及び栗沢町の編入に伴う経過措置)
- 2 平成 18 年 3 月 27 日前に、栗沢町スポーツ公園条例(平成 4 年栗沢町条例第 4 号。以下「旧町の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成 18 年 3 月 27 日前に、旧町の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、旧町の条例の例による。

附 則(平成 25 年 9 月 17 日条例第 28 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
(使用料及び手数料の改定に伴う経過措置)
- 2 第 1 条から第 13 条まで、第 15 条、第 17 条から第 25 条まで、第 27 条、第 28 条及び第 32 条から第 54 条までの規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料及び手数料の額は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第6条、第18条関係)
(平26条例1・一部改正)

1 岩見沢市栗沢球場

区分			使用料					
			1日		半日		早朝・夜間・1時間当たり	
			市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	小・中学生	4,110円	8,220円	2,050円	4,110円	510円	1,020円
		高校生	6,170円	12,340円	3,080円	6,170円	770円	1,020円
		一般	8,220円	16,450円	4,110円	8,220円	1,020円	2,050円
	入場料を徴収する場合	小・中学生	最高入場料金の50人分		最高入場料金の25人分		最高入場料金の7人分	
		高校生	最高入場料金の60人分		最高入場料金の30人分		最高入場料金の8人分	
		一般	最高入場料金の70人分		最高入場料金の35人分		最高入場料金の9人分	
その他に使用する場合	入場料を徴収しない場合	10,280円	20,570円	5,140円	10,280円	1,330円	2,670円	
	入場料を徴収する場合	最高入場料金の100人分		最高入場料金の50人分		最高入場料金の13人分		
附帯設備	放送設備(得点板含む。)	410円	820円	200円	410円	50円	100円	
	夜間照明(1時間)	2,050円						

備考

- 1日は、午前8時から午後4時までとし、半日とは、午前8時から正午まで及び正午から午後4時までとする。
- 早朝は、午前5時から午前8時とする。
- 夜間は、午後4時から午後9時までとする。
- 入場料を徴収する場合の使用料が、入場料を徴収しない場合の使用料よりも低額となるときは、入場料を徴収しない場合の使用料を徴収する。

2 岩見沢市栗沢テニスコート

区分	使用料	
	市民	市民以外
1面(2時間以内)	1,020円	2,050円

備考 使用時間が2時間に満たない場合であっても、2時間使用したものとみなす。

3 岩見沢市栗沢パークゴルフ場

区分			使用料		
			市民	市民以外	
プレー代	個人使用	当日券	小・中学生	100円	200円
			高校生	200円	300円
			一般	300円	510円
		回数券	小・中学生	1,000円	2,000円
			高校生	2,000円	3,000円
			一般	3,000円	5,100円
		シーズン券	小・中学生	3,080円	4,620円
			高校生	6,170円	9,250円
			一般	10,280円	15,420円
	団体使用	団体券(当日限り有効)		10,280円	15,420円

用具代	クラブ1本	1日	150円
	ボール1個	1日	50円

備考

- 1 回数券は11枚つづりとする。
- 2 シーズン券は、購入した年度の開設期間のみ有効とする。
- 3 団体使用は、50人以上の場合とする。
- 4 故意により用具を紛失又は破損した場合は、実費を徴収する。

4 岩見沢市栗沢 B&G 海洋センタープール

区分		使用料	
一般使用	当日券	小・中学生	100円
		高校生	200円
		一般	300円
	シーズン券	小・中学生	1,020円
		高校生	2,050円
		一般	3,080円
専用使用	1コース(2時間以内)		1,020円

備考 シーズン券は、購入した年度の開設期間のみ有効とする。

5 岩見沢市栗沢 B&G 海洋センター体育館

区分			使用料				暖房料
			午前	午後	1日	夜間	
個人使用	アリーナ第2体育館	小・中学生	100円	100円	200円	100円	使用料の3割
		高校生	200円	200円	410円	200円	
		一般	300円	300円	610円	300円	
専用使用	アリーナ	専用使用	3,080円	3,080円	6,170円	3,080円	
	第2体育館	専用使用	1,540円	1,540円	3,080円	1,540円	
	ミーティンググループ	利用者	300円	300円	610円	300円	

備考

- 1 時間区分
 - ア 午前は、午前8時30分から正午まで、午後は、正午から午後5時までとする。
 - イ 夜間は、午後5時から午後10時までとする。
 - ウ 1日は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 2 暖房料は、10月1日から翌年4月30日までの間に使用した場合に徴収する。
- 3 臨時電灯又は電力の使用料金等、通常の使用以外に特に要した費用は、実費を徴収する。
- 4 入場料を徴収する場合及び営利を目的とする催物又はこれらに類する使用については、表に定める使用料に、その額の10割に相当する額を加えて得た額を使用料として徴収する。

○岩見沢市栗沢スポーツ公園条例施行規則

平成 18 年 3 月 1 日
規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩見沢市栗沢スポーツ公園条例(平成 17 年条例第 108 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定により岩見沢市栗沢スポーツ公園(以下「スポーツ公園」という。)の使用許可を受けようとする者は、岩見沢市栗沢スポーツ公園使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(使用許可書等の交付)

第 3 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、スポーツ公園の使用を許可することと決定したときは、岩見沢市栗沢スポーツ公園使用許可決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合において、使用を許可しないことと決定したときは、岩見沢市栗沢スポーツ公園使用不許可決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の納付)

第 4 条 スポーツ公園(岩見沢市栗沢球場を除く。)を使用しようとする者は、前 2 条の規定にかかわらず、券売機により使用券を交付することにより、申請書の提出及び許可書の交付に代えるものとする。

(使用料の減免)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規定により使用料を減免する場合の要件及び免除する割合については、次のとおりとする。

(1) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に定める障害者又は当該障害者による団体が、営利営業以外の目的かつ障害者の自立促進又は生涯学習活動に資する目的のために使用する場合は、使用料の全部を免除する。

(2) その他特に使用料の減免が必要と認める場合については、市長が別に定める。

2 使用料の減免を受けようとする者は、岩見沢市栗沢スポーツ公園使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、第 1 項の規定により減免の可否を決定し、岩見沢市栗沢スポーツ公園使用料減免等決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の後納)

第 6 条 条例第 7 条ただし書の規定により使用料の後納の許可を受けようとする者は、岩見沢市栗沢スポーツ公園使用料後納許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、後納の可否を決定し、岩見沢市栗沢スポーツ公園使用料後納許可(不許可)決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第 7 条 条例第 8 条ただし書の規定により使用料を還付する場合の還付する割合については、次のとおりとする。

(1) 条例第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、既納の額の全額を還付する。

(2) 条例第 8 条第 3 号に該当する場合において、使用者(条例第 6 条に規定する使用者をいう。

以下同じ。)が使用開始日の前日までに使用許可の取消しを求めたときは、既納の額の全額を還付する。

2 冬期加算料については、前項の規定にかかわらず、既納の額の全額を還付する。

3 使用料の還付を受けようとする者は、岩見沢市栗沢スポーツ公園使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、第1項の規定により還付の可否を決定し、岩見沢市栗沢スポーツ公園使用料還付(不還付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消し及び変更)

第8条 使用者は、使用許可を受けた後において、当該施設を使用する必要がなくなったときは、岩見沢市栗沢スポーツ公園使用許可取消申出書を市長に提出しなければならない。

2 使用者は、使用許可に係る使用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(特別設備の設置等)

第9条 条例第10条の規定により市長の許可を受けようとする者は、岩見沢市栗沢スポーツ公園特別設備設置等許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、特別設備の設置等の可否を決定し、スポーツ公園特別設備設置等許可(不許可)決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 建物、附属設備等の取扱い及び一般入場者の管理を適正に行うこと。

(2) 所定の場所以外での飲食、喫煙又は火気の使用を行わないこと。

(3) その他管理運営上不適当な行為を行わないこと。

(販売行為等の禁止)

第11条 何人も、スポーツ公園内及びその敷地内において許可なく物品の販売又は金品の寄附、募集宣伝その他これらに類する行為を行ってはならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。